

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2 事業の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会の設置に伴い、非常勤の特別職員として学校運営協議会委員の報酬額を定めるため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

追加する規定

- ・学校運営協議会委員：年額 9,000 円

3 他自治体の類似する政策等

学校運営協議会の設置に伴うものであり、学校運営協議会を設置している自治体においては同様の対応を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

学校運営協議会委員報酬 3,024 千円

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第23号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表第3 (第2条関係)

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
略			
スポーツ推進委員	理事	略	
	委員	略	
学校運営協議会委員		年額	9,000円
学校給食センター薬剤師		略	

別表第3 (第2条関係)

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分		報酬額	
略			
スポーツ推進委員	理事	略	
	委員	略	
学校給食センター薬剤師		略	